

令和5年12月15日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告 6 件)
	議案第106号	三次市遊休財産等利活用促進条例 (案) (原案可決)
	議案第107号	三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第108号	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第109号	三次市行政組織条例等の一部を改正する条例 (案) (動議による修正部分可決、動議による修正部分を除く原案可決)
	議案第117号 議案第118号	指定管理者の指定について (原案可決) 工事請負契約の一部変更について (原案可決)
第 2		(教育民生常任委員長報告 9 件)
	議案第110号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第111号	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第112号	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第113号	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第114号	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第115号	三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例 (案) (原案可決)
	議案第119号 議案第120号 議案第121号	財産の無償譲渡及び無償貸付について (原案可決) 工事請負契約の締結について (原案可決) 工事請負契約の締結について (原案可決)
第 3		(産業建設常任委員長報告 1 件)
	議案第116号	三次市空家等対策の推進に関する条例 (案) (原案可決)
第 4		(予算決算常任委員長報告 7 件)
	議案第122号 議案第123号	令和 5 年度三次市一般会計補正予算 (第 5 号) (案) (原案可決) 令和 5 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案)

	議案第124号	(原案可決) 令和5年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第125号	令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)
	議案第126号	令和5年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)
	議案第127号	令和5年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第129号	令和5年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)(原案可決)
第 5	議案第130号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて(同意)
第 6	議案第131号	人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし)
第 7	発議第12号	地籍調査の一層の推進を求める意見書(案)(原案可決)
第 8	発議第13号	帯状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書(案)(原案可決)

令和5年12月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和5年12月15日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告6件）
	議 106	三次市遊休財産等利活用促進条例（案）……………284
	議 107	三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………284
	議 108	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）……………284
	議 109	三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）……………284
	議 117	指定管理者の指定について……………284
	議 118	工事請負契約の一部変更について……………284
第 2		（教育民生常任委員長報告9件）
	議 110	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）……………301
	議 111	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 301
	議 112	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………301
	議 113	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………301
	議 114	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………302
	議 115	三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）……………302
	議 119	財産の無償譲渡及び無償貸付について……………302
	議 120	工事請負契約の締結について……………302
議 121	工事請負契約の締結について……………302	
第 3		（産業建設常任委員長報告1件）
	議 116	三次市空家等対策の推進に関する条例（案）……………303
第 4		（予算決算常任委員長報告7件）
	議 122	令和5年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）……………304
	議 123	令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 304
	議 124	令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………304
	議 125	令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）……………304
	議 126	令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）……………304
	議 127	令和5年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………304

	議 129	令和5年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………304
第 5	議 130	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……305
第 6	議 131	人権擁護委員の候補者の推薦について……………305
第 7	発 12	地籍調査の一層の推進を求める意見書（案）……………306
第 8	発 13	带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）……………308


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は令和5年12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び山田議員を指名いたします。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 本会議に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

12月1日から開会いたしました本定例会におきましては、15日間にわたりまして、執行部から提出をいたしました24議案につきまして御審議を頂きましてありがとうございます。

開会初日に報告しておりましたJR芸備線の再構築協議会について申し上げます。

これは、JR西日本が国に対して、利用が大きく減少した備後庄原駅から備中神代駅間について、移動ニーズに適した持続可能な交通体系について議論する必要があると要請されたことを受けて、再構築協議会を設置されようとするものです。これまでに広島・岡山両県と庄原・新見両市がこの再構築協議会に参加することを国へ回答されています。この回答において、広島県が「広域的な観点から、芸備線と沿線地域の活性化を含めた幅広い議論をされるべき」と、本市のほか、安芸高田市、広島市も議論に加えるよう意見を添えられたことを受け、11月30日に、国から本市に対して、再構築協議会への参加の可否などについて意見を求められたところです。

本市といたしましては、再構築協議会に参加することが適当であると判断し、本日、国に対してその旨を回答することといたしました。その理由として、1つは、再構築協議会において実施される調査や実証事業を芸備線の利用促進につなげるために、構成員として協議に加わることが本市にとって有益であると考えられるところであり、もう一つの理由は、備後庄原駅から備中神代駅間の持続可能な交通体系の議論を進めるに当たり、沿線地域の活性化を含めた幅広い議論が必要であるという広島県の提唱は理解できるものであり、再構築協議会において、市民の利便性や地域公共交通の持続性も含め、議論していくことが適当と判断したものです。

今後は、国が再構築協議会の設置を決定した後、再構築協議会が開催されることとなります。本市も構成員として、最適な交通手段の在り方の議論や実証事業などに加わり、しっかりと取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いします。

この後、人事案件に係る議案を提案させていただくことにいたしておりますので、引き続き

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告6件

議案第106号 三次市遊休財産等利活用促進条例（案）

議案第107号 三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第108号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第109号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）

議案第117号 指定管理者の指定について

議案第118号 工事請負契約の一部変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 横光総務常任委員長。

〔総務常任委員長 横光春市君 登壇〕

○総務常任委員長（横光春市君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに、議案第117号指定管理者の指定についての1議案について、連合審査会による審査を行い、また、そのほか5議案についても、委員会に担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。審査の結果、議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）ほか4議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）については、賛成多数をもって、別紙のとおり、支所部の設置に係る条文を削除し、現在の支所長、支所次長の体制をそのままとする修正を行い、原案を可決すべきものと決しました。

次に、本議案の審査の過程について申し上げます。

初めに、執行部からの説明に対して、委員からは、今後、支所の再編、人員削減の予定があるのか、支所管内の地域課題は減少しているのか、住民自治組織への説明が行われていない中での提案に問題はないのか、今回の提案に財政上の理由があるのかとの質疑に対して、執行部からは、今回の提案は、支所の再編ということではなく、支所内の管理体制の見直しであって、支所機能の低下を招くものではないと考えている。行政の内部組織は市長の権限に基づいて設置するものであり、これまでの組織の見直しと同様に、住民自治組織等の皆様と直接意見交換して組織の変更を行おうとするものではない。現在行っている甲奴支所の改修を始め、これまでに行ってきた三良坂支所、吉舎支所、作木支所の改修も、将来にわたって支所を活用してい

くという前提で行ってきたところであり、支所の数を減らしていくといった考えは持ち合わせていない。また、財政上の問題による提案ではないとの答弁がありました。

次に、組織の段階が1つ増えることで、迅速な対応に疑問がある、災害時の対応に迅速性が損なわれるのではないかと、地域住民の理解が得られないのではないかとこの質疑に対しては、業務量や管理する職員の人数、事務決裁の状況などから、各支所に2階層の管理職を置く必要があるのかというところを検討してきた。課長級の支所長で対応できるとのことから提案するものであり、支所の取り扱う業務を減らす、支所の数を減らすといったことであれば、地域の皆さんに説明をして御理解を頂くということが必要であると思うが、そういったことではなく、これまでの行政組織の見直しと同じものであると考える。迅速な対応については、現在も自主的に管理職である支所次長のところでおおむねの業務の判断はできていると考えており、災害時も、課長級の支所長が責任を持って判断し、担当部長と連携して対応していくことで、迅速さが失われることはないと考えたとの答弁でありました。

次に、課長級の支所長で全て対応できるのであれば支所部を設ける必要はないのではないかと、内部組織のことなので決めてから地元の説明するとのことだが、新聞報道があつてから、支所はどうなるのかといった不安の声が出ている。地域の理解についてはどのように考えるのかとの質疑に対しては、通常の業務の判断は現在も課長級の支所次長が行っており、課長級の支所長の判断で対応できると考えるが、これまで部長級が担ってきた任務であり、支所長だけでは判断できない場合などの対応として、支所の担当部長を配置し、支所間の連携など、部長級の職員としての対応ができる体制を組もうとするものである。地域の皆さんにおかれては、不安に思われる面はあろうと思うが、内容的に支所の配置は全く変わらず、提供するサービスも変更はないので、議決後に周知に努めていくとの答弁でありました。

次に、例えば大雪が降って、除雪の出動を業者に指示する、豪雨災害時のポンプの設置といった場合にタイムロスはないのかとの質疑に対しては、課長級の支所長の判断で責任を持って対応するため支障はない旨の答弁がありました。

次に、部長を減らすことにより経済活動が落ちるということはある。仕事の中身は変わらないが、地域への経済活動が落ちる方向にはなるのではないかとこの質疑に対しては、職員数については、職員の定員管理の適正化の中で、合併時から大きく減少している。三次市全体の行政運営を考えていく中で、三次市全体で適正に職員数を管理していく必要があるとの答弁がありました。

次に、支所部が配置されていない支所は実質1名の減になるという考えなのかとの質疑に対しては、支所部長を布野と三良坂に常駐するわけではないとの答弁がありました。

次に、支所部長を置かないと各支所の連携が取れないのかとの質疑に対しては、連携が取れないということはないが、支所間の連携や業務の標準化、課題解決の取りまとめ役として担当部長を置いたほうが適当であろうということで配置しようとするものであるとの答弁がありました。

次に、支所長がある程度の権限を持って業務を行うのであれば、支所部長の存在は何か、簡

素かつ効率的な組織となっているのか、また、管理職1人となった場合の業務のシミュレーションは行われたのかとの質疑に対しては、実際の職員の配置で言うと、部長級の支所長から課長級に変えることで、支所自体の職員の階層は1つ減ることになる。本庁・支所間でオンラインの対応もできるため、協議等に支障はないとの答弁がありました。

また、支所部以外については、子育て支援部の相談体制の充実はどのように図られたのかとの質疑に対して、こども発達支援センターの担当課は保育課に改め、新たにこども家庭センターを設置することで相談体制の充実を図ることとしている。監査委員と選挙管理委員会の事務局体制を一緒にすることで、地方公共団体に求められる内部統制に支障はないかとの質疑に対しては、今回の見直しでそれぞれの事務局体制に変更は生じないため、適切に業務を執行していくことができるものと考えたとの答弁がありました。

質疑後に行った自由討議においては、提案の内容は、支所がなくなるものでも支所機能が失われるものでもない。役職が部長から課長に変わるだけで、何ら心配はすることはないように思われる。19の住民自治組織が編成されているが、支所以外のところは支所と一緒にすることはできていない。1つの三次市というものをこれからつくっていく上では、この組織でやっていくことに問題はないように思うとの意見に対して、実際に人員が減るということは何らかの影響があるということではないか、住民の不安も浮き彫りになっているとの意見が出されました。また、支所長が部長でないといけない理由があるのかとの意見に対して、三次市の方針を議論する部長会議に支所長は出席しない、地域の課題が直接発言できないということは支所機能の縮小ではないかとの意見が出されました。

次に、人口減少に歯止めをかけるために残さなければならないというロジックはあるかもしれないが、逆に、人口が減ってきているのだから業務量も減ってきているという考えもある。10年後を見据えた方向性だと解釈し、議会が監視する中で、よくなれば改善策を考えるとといった前向きな姿勢が必要ではないかとの意見に対して、支所機能の低下というよりは、支所部を設置することで支所機能の混乱が危惧される。複雑な組織となり、災害時の対応が懸念される。平成30年の災害時など、この間の20年を通して特にそう思う。支所としての機能を発揮しようと思えば、まだまだやるべきことがある中で、縮小の方向は見直されるべきではないかとの意見が出されました。

次に、委員から、意見にそれぞれ一理あると思うが、支所長、支所部長のそれぞれの責任を明確にする必要があるとの意見から、支所部長の存在がどうであるということが1つの論点ではないかとの提案に対し、組織的には混乱はあるのではないかと、地域共創部に直接支所がつながる形がこれからの三次市を1つのまちとして頑張っていくには分かりやすいと思うといった意見が出され、自由討議を終了いたしました。

自由討議終了後、委員から、三次市議会会議規則第99条の規定により、支所部を創設するという部分を削除し、現在の体制のままとする修正案が提出されました。提案理由として、支所部を設けることは、地方自治法第158条第2項に定める「事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮されなければならない」にそぐわないと思われることと、災害対

応については現在の体制の維持が必要であること、地域の皆さんへの説明が十分に行われていない段階での提案であることが述べられました。修正案に対して、支所部をなくした後の組織として支所はどこにつくのかとの質疑が出され、今の組織体制のままで、部長級のままである旨が答弁されました。

採決における討論で出された意見は次のとおりであります。修正案に反対の意見としては、組織としてすっきりするのはいいことのように思えるが、部長職のままであることに賛成できない。三次市全体を考えていく上で、現在のままでというのは違うのではないかと思う。次に、修正案に賛成の意見としては、地域の理解ができていないというのが一番の理由である。支所機能が低下していくのではないかという懸念がある。次に、反対の意見として、支所部が複雑で煩雑であるとは思えない。支所部ができることによって地域に大きな影響を及ぼすようなことはないと思う。支所の存続といった話に発展するようなことではない。次に、賛成の意見として、三次市まち・ゆめ基本条例にかける協働の意味において、市民へのきちんとした説明がないまま進められるべきではない。

以上、述べました討論の後、採決の結果、賛成多数により修正案は可決すべきものと決し、修正案を除く原案については可決すべきものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第106号については、公有財産の適正な管理を行う中で、行政財産の見直しも検討し、遊休財産の活用を今後も一層進められたい。

議案第117号指定管理者の指定については、公共サービスが低下しないよう、今後も適切な指導に努められたい。また、利用がない施設にあっては、施設の在り方の検討が必要と思われる。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

〔23番 新家良和君 登壇〕

○23番（新家良和君） 議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）に修正動議の提出をいたします。

○議長（山村恵美子君） ただいま新家議員ほか2名から議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）に対する修正案提出の動議がありました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りいたします。

新家議員ほか2人からの動議を日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、この動議は日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)に対する修正案の動議を議題といたします。

本案に対しては、新家議員ほか2名から、タブレットに掲載のとおり修正案の動議が提出されております。したがって、これを本案及び委員会修正案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) ただいま御上程となりました議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)に対する修正案について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、杉原利明議員、黒木靖治議員と私、新家良和でございます。

本案は、総務常任委員会で可決しました修正案の一部に異議があるため、提出するものでございます。

今期定例会に執行部から提案されました議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)については、支所部を新設し、北部及び南部の支所を担当する部長を配置し、各支所長の職位は課長級とすることが主に議論されてきました。支所では、身近な手続や相談対応、まちづくりサポートを主な業務としていますが、執行部からは、合併後20年が経過する中で、現在の業務量は減少傾向にあるとの説明を受けたところであります。

限られた財源と人員で市民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、効率的な業務執行体制と適材適所の人員配置が求められます。支所の業務量と職員体制を踏まえ、支所の管理体制を見直し、支所長を課長級に変更しようとする執行部の提案は適切であると考えます。一方、支所部を設置し、担当部長を配置することについては、組織の構成が複雑になり、支所における迅速な対応ができなくなるのではないかと懸念があります。支所長が責任を持って判断して現場で対応するとともに、必要に応じて本庁の関連部署と協議・連携するべきであると考えます。

こうしたことから、原案から支所部の設置に関する部分を全て削除する修正案を提案するものであります。

なお、支所長は課長級とする原案については修正は求めませんが、支所の位置づけを副市長直轄とし、支所長が本庁の各部長とも協議できる組織体制とするよう執行部には求めるところであります。その組織体制の案については添付資料のとおりであります。

以上、修正案の提案理由説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの修正案の動議に対する質疑を願います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） ただいま議案第109号に対する議員発議での修正案が提案されたわけなんですけども、1番目に質問させていただきたいのは、今、提案理由で言われた支所の支所長は課長級で、その決裁は市長直轄だということで、部長はその間に挟まれないという、今まで三次市に例のない組織編成の修正案というふうに伺いました。これは、組織編成についての権限は市長の専権的な権限というふうに思うんですけども、その権限を侵すということにはならないのかというところ、侵さないということであれば、この修正案については既に執行部とのすり合わせはできているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

さらに、議案第109号の執行部の提案されたことに対して、広く支所がある自治組織を始め、地域の皆さんから不安の声が上がったわけなんですけども、今回の修正案では、支所長は課長とということで、さらに支所内での権限というのは少なくなるということになるというふうに見させていただくんですけども、自治連を中心とした地域の皆さんの声は不安から批判に変わってくるというのが容易に予想されるわけなんですけれども、その声に対しての対応というのはどう考えられているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） ただいま2点ほど質問いただきましたけれども、全て聞き取れておりませんので、もし答弁漏れがあったら再度質問していただきたいと思います。

まず、組織の変更については市長の専権、特権であるということについては十分理解しておりますし、このたびの組織変更によって、支所長である新しい課長職の人材が決裁をするということについては、提案者の立場とすれば、課長級での決裁で十分であろうと判断しております。最終的にはその辺は執行部のほうで判断してもらえればいいことだろうと思いますけれども、提案の理由の趣旨とすれば、現在の部長職である支所長の決裁も、新しく提案した課長職の支所長の決裁であっても、これは十分決裁権限に妥当するであろうと思っております。

それから、本動議のいわゆる改正案の提出について、新しい組織について執行部とのすり合わせがどうのという質問がございましたけれども、これはあくまでも我々提出者の意見でございまして、執行部とのすり合わせについては行っておりません。この提案がもし賛同を得ることになれば、そのあたりのところは執行部のほうで十分に判断してもらえればいいことであろうと感じます。

2点目の自治連との関係ですけども、支所内での権限が部長職から課長職に移ることによって落ちるのではないか、そのことによって自治連の皆さんが非常に不安に感じておられる、またはその不安がさらに批判に通じるのではないかとということですけども、このたびの組織変更については、支所の再編や機能の大幅な変更等が生じるものではございません。私は、そう

いう場合には、例えば地域の皆さん、自治連さんに説明することは必要であると思いますけれども、このたびは、あくまでも支所の再編や機能の見直しが生じるものではないし、組織の改正はその時々を経済情勢、社会情勢等によって、当然、市民のニーズの変化や、担うべき職務、職責、日々の業務の実績状況等を踏まえて決められるものであらうと考えております。したがって、このたびのような内容であれば、市長による提案と市民の代表である議会の判断によって対応すべきものであらうと判断をしております。

○議長（山村恵美子君） ほかに質疑はありませんか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 今回の修正案であります、先ほどありましたように、業務量の縮小というふうに把握をされているようですが、業務量の縮小ということ言えば、どの程度の業務量の減少だというふうに把握をされて提案をされたのか。そのあたりは細かいところが分かればお教え願いたいと思います。

それから、今回の、先ほど、住民の声を聞かなくてもいいということですが、まち・ゆめ基本条例でも、全てのことで、基本的には住民の意見を聞いて、議員、我々もそういう声を聞いて反映をすることが民主主義社会の基本だと思いますが、そのことをしないということは民主主義社会の破壊につながるんじゃないかなというふうに思いますが、そこまでは極端じゃないかもしれませんが、その危惧があるんじゃないかなと思います、そこはどういうふうに捉えられているのかお教え願いたいと思います。

それから、地域における労働とか生活の確立、地域間格差の解消ということが叫ばれていますが、そのあたりのことについて、どういうふうな議論をしてこの提案をされたのかということをお教え願いたいと思います。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 業務量の縮小等についての詳細については十分把握しておりませんが、総務常任委員会の中での執行部の答弁の中にそのようなこともございましたし、そのようなことに従って今回の提案につながったということでもあります。

それから、住民の声を聞かなくてもいいのかどうかということについては、先ほども少し触れさせてもらいましたが、住民にしっかり説明する責任は、当然、執行部にこれからもあるものと思いますけれども、このたびの組織改正案については、支所機能の大幅な変更でもなく、支所を減らすものでもなく、職務の内容を変えるものでもなく、そういったことから考えて、今までの組織改正の中でも、市民の意見を聞いたという事例は私が議員に在籍している間に1回もございませんし、それらと同程度であらうと判断をしております。したがって、その件については、今後の十分な説明を執行部にお願いするということが十分果たせるのかかろうかと思っております。

それから、地域間格差の問題ですけれども、これは、今回の組織の変更と直接的には私は関

係ないと思いますけども、こういった問題がもし今後も懸念されるのであれば、これは執行部の課題として、支所機能を通じ、あるいは自治連活動を通じて、地域間格差の是正については十分に配慮してもらいたいと考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 肝腎要なんです、業務量の減少や地域間格差という問題は、基本的には、その地域をどういうふうに進展させていくかということにつながらなくてはならないと思うんです。今言う人口減少社会ですから、これにどう対応していくのかというのは、我々議会も執行部ももちろん責任があるわけですから、その展望について、このままいけば、人員の削減にはなるとるわけですから、基本的には支所機能の低下ということになる。そのことがまた地域への衰退につながるということになると思います、そこについての見解というか、どういう将来的な絵も描きながら今回の提案をされたのかお尋ねをしたいと思います。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 今回、議員提案として出させていただいた組織変更は、総務常任委員会でいろいろ検討され、修正案として出された内容から第4条をそのまま残すということだけで、大きな差異はございません。したがって、論点は、部長職としての支所長のまま残して、次長職を置くか。我々が提案したのは、今回は、支所長は課長職のままで十分機能するであろうと。しかも、組織的には副市長直轄として各部局間との連携もしっかり取らせていただければということが趣旨であります。

したがって、業務量の減少ということの話に関しては、私は、7つの支所において、必ずしもその業務量といったものは画一的ではないと思います。支所間によってばらつきがあっても当然だと思いますけれども、そこらの考え方については、今後、執行部のほうでしっかり検討していただいて、例えば職員数が不足すると思われる支所には増員を図るとかいったようなことも、当然これは執行部サイドで考えてもらわなくてはならないと思います。

したがって、その件については今回の提案とは直接的に関係しないであろうと。地域間格差についても人口減少の問題についても同じ考え方で、今後、執行部のほうで十分に検討していただいて、この組織の変更いかに関わらず、今後とも努力をしてもらいたい案件であろうと思います。

○議長(山村恵美子君) そのほか、質疑はございますか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 地域の将来展望についてどういうふうな見解があるのかというのもお答えいただけませんでした、そこが一番大事だと思うんです。それぞれの地域で、いろんな福祉やら産業やら、様々なことがあるので、そのことについてどういうふうな見解で今回出されたのかというのが分からないので、教えてください。

それから、今回、支所長から副市長へ直轄ということになっていますが、それは組織的にどうなのかというのは、議論とすればどうされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山村恵美子君） 1人2回までと質疑はお願いしたいところですが、今、補足の説明を求められたので、答弁をお願いいたします。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 議長から特別な許可が出て、質問のお許しが出ましたので、答弁をさせていただきますけれども、地域の将来展望を今回の組織変更に絡めて議論するのは、私は妥当ではないと思います。提案に当たっては、将来の地域の展望等については執行部がしっかりこれから議論していただいて、地域住民の意向に沿うように対応してもらおうというのが私は筋だろーうと思います。

それから、支所長が副市長直轄になるということについては、より情報伝達、あるいはいろいろな対応に対して即効性をもたすとか、要は、原案の支所部をつくって、支所部長をそれぞれ南北に配置して、さらにその下に課長級の支所長を置くということについては、やはり屋上屋を重ねることになるので、それらを排除することによって、より機能的な、足回りの早い、そういう組織体系にするというのが提案の趣旨でございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、質疑はございますか。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） 1点質問をいたします。

先般から、議会懇談会としまして、1か月の間、「議員と話そう」ということで、19自治連を私たち議員みんなで回って、皆さんの意見をお伺いしたんですけれども、自治連の意見をお伺いしたんですけれども、執行部が言われたように、地域の課題というものがおおむね解決しているんで、こういう業務量も減少していると思われるということで先ほども理由の説明の中にもありましたけれども、そのように思われての修正案を今回出されているのかお伺いします。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 提案の趣旨説明の内容が多少不十分であったかもわかりませんが、地域の課題については全て解決しておるとは提案者としては考えておりませんが、幾分かといいますか、十分に進んできておるということについては理解をしておりますけれども、課題というのはいつの時代においても必ず出てくるものであって、それらについてはこれからもきめ細かく対応をしていただかなければならない問題であろうと考えます。

ただ、趣旨説明の中には十分説明しておりませんでしたけれども、やはりその時々時代に即した機能的な組織編成にするということは私は大事なことであろうと思います。私の数少ない経験の中でも、民間組織にいたときに、市役所と同程度の組織の組織変更というのはその時々時代にに応じてやってきた経験がございます。例えば、今回のように従来の支所長である

部長職を残さずにダイレクトに課長職の支所長にするということは、近い将来、こういう人材が必ず育っていくと、次の後継者として若い世代が育っていくという、これは私の経験からも確実に言えることなので、そういった面でも記載をしておるところでございます。

(4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 徳岡議員。

○4番(徳岡真紀君) 今、新家議員からも、時代に即した組織改正の在り方ということをおっしゃられたと思うんですけども、それでは、やはりこの支所が今どうあるべきなのか、課題がないとはおっしゃらなかったんですけども、では、その課題、減っていつている課題があるかもしれないですし、まだ増えている課題もあるかもしれないです。私たちもたくさんの自治連を回って、いろいろな課題を伺ってきました。その中で、やはり支所がこれからどういう機能をもって、どういう在り方であるのかということがあってからのこういう支所機能の配置の考え方につながっていくと思うんですけども、そのあたり、提出者の中で議論をされたのかお伺いします。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 提出者3名の中で、今、徳岡議員がおっしゃったような議論はしておりません。ただ、支所の課題等については、やはりこれは執行部側がしっかりとその状況を踏まえて課題解決に向けて取り組んでいくべきものであらうと思いますし、私は、今回の組織改正の提案については、先ほど少し触れましたけども、機能のいわゆるシンプル化といいますか、即効性が効くような、足回りの早い、フットワークのいい組織にするためにも、今回、原案で提案された、支所部をつくって屋上屋を重ねることは反対する立場で提案をさせていただきました。

今後の支所機能の課題については執行部のほうで十分に取り組んでいただきたいことは申し添えておきます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) 先ほど来、将来的な部分と述べていただいたんですが、現実的な部分で、支所長は課長職で機能していくという、シンプルな体制になっていくということで御説明いただきましたんですが、現在、管理職というのは、支所においては支所長と支所次長の2人体制ですが、これは恐らくこの提案によると1人になるということで、支所の機能というのは縮小していくということになるように見受けられるんですが、これは実際、体制の縮小と考えてよろしいのか。また、これにより、円滑な業務執行というのは管理職2人から1人になる部分でできるのか。原案には支所部を置くという部分、部長を置くという部分だったんですが、それがなくなるので、円滑な事業執行できるのかという点と、もう一点として、例規集によると、部長は行政に関わる重要な政策の決定を補佐する、課長は課の事務を所掌すると職務の規定がされ

ていますが、今後、課長級の支所長になるということは、今後、支所においては重要な政策決定を補佐する職員はいなくなるということによろしいのか、お伺いします。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 支所長を現状の部長職から課長職にすることによって支所機能が縮小するということは提案者としては考えておりません。課長職の支所長がしっかり権限を持って支所機能を運営するということであり、そのようなことについては心配をしておらないところで

す。それから、課長職の職務との関係のところですけども、今後の会議体への参加であるとか、そういったことについては、もともとの執行部の原案が、そういった支所長の南部と北部にそれぞれ担当部長を1人ずつ置くということ。これについては総務常任委員会でも反対として修正案が出されているところですから、その辺についての考え方は差異はございません。ただ、新しく課長職としての支所長の権限とか、会議体への出席とか、そこらについては、当然、執行部のほうで考えてもらわなくてはなりませんし、私は、今日的なことでございますから、いろいろなネットを通じてやり取りもできますし、SNSで十分に機能しますし、そんなことについては特に心配はしておりませんが、詳細については、提案者としては答弁することはできませんので、執行部のほうに委ねたいと思います。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) 詳細については執行部に委ねていくという部分で、もちろん執行部側、市長の権限という部分もあるので、そういう部分もあると思うんですけど、支所機能が縮小するわけではないという部分ですが、支所長が部長から課長になるだけという部分とのお話なんですけど、実際には次長もいなくなるということなので、やっぱり管理体制としては2人から1人に縮小していくという部分で、そのあたりは本当に心配はないのかというのが、なおかつ原案にあった支所部長もいなくなるので、そのあたりの御説明がなかったんですが、それについて再度お伺いしたいと思います。

また、部長職がなくなるということで、原案の支所部長の部分もなくなるという部分なんですけど、副市長直轄になるということなんですけど、そのあたり、全体の例規とかという部分で、例えば、今回の原案には、三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正には支所部長がいるので、そのほうはあるので大丈夫なのかなと思うんですけど、今回の議員提案による修正案では、課長級の支所長をもって充てるという部分があるので、これは課長級という部分で、例規全体とかについて影響等は、何かそのあたりしっかりチェックされているのか、再度お伺いします。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) まず、支所機能の縮小ということについてですが、支所機能の縮小とい

うことについては、全くそういう思いは持っておりません。支所はあくまでも今の現状の支所として、当然ながら、今後、むしろ機能強化を図っていく。その段階で、部長職に代わって、課長職の支所長がその権限を持って、さらに、支所間の業務とのバランス等を考えて、人材が不足するところについては、これは補充を考えてもらわなければならないと思います。ですから、したがって、支所機能の縮小に通ずる提案ではございません。

それから、例規集との関係ですけれども、今回、関係条例も含めて条例改正が行われておりますけれども、その内容については精査させていただきましたけれども、それ以外に関連する例規集にあるのかどうかというのは把握しておりません。

○議長（山村恵美子君） そのほか、質疑はございますか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 何点か確認をしていきたいというふうに思うんですけれども、合併当初、私は支所長でございましたが、合併当初は、当然に合併したときの市民の不安感、それを解消することが必要であろうということがありました。また、支所と本庁の職員のコミュニケーションという面では非常に苦勞した面があるわけでございます。また、まちづくり計画というのが10年間というのがございましたけど、まだもう1年間、その後のほうが残つとるというふうに思うわけでございますけども、そういう大きな課題というのが20年間の経過の中で解消し、今後の先を見据えたときには、部長職でなくても課長職で対応できるというふうな判断の下でのこの修正案を提出されたのかということを確認していきたいというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 横光議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時52分——

——再開 午前11時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時15分——

——再開 午前11時25分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これより議案第109号及び議案第109号に対する新家議員ほか2人から提出されました支所部のみを削る修正案に対する討論及び採決を行います。

ここで、まず原案に賛成の討論を許します。討論は簡潔にお願いいたします。

では、原案に賛成の討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

次に、議案第109号に対する新家議員ほか2人から提出されました支所部のみを削る修正案に反対の討論を許します。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） 修正案に反対の立場で討論いたします。

全国的な中山間地域の状況と同じく、本市においても地域課題は年々深刻化、複雑化しています。合併後20年が経過する中で、人口も当時の約6万人から5万人を割り、人口ビジョンでは2030年に5万人を割ると予測されていましたが、予測よりも随分早く5万人を切り、減少に歯止めがかからない状況です。特に周辺部地域の過疎化、高齢化は、地域で生まれ育ち、地元を愛する住民の皆さんにとって、これから地域はどうなってしまうんだろう、次の世代にどのように地域をつなげていくことができるんだろうと大きな不安を抱えていらっしゃいます。

今年度も、「議員と話そう」と題して、19か所の自治振興区、自治組織を回り、そのような住民の皆さんの不安を対話の中で議会としても非常に深刻なものとして捉えていることは議員間でも共有できる思いなのではないかと感じています。その上で、本市の最上位条例であるまち・ゆめ基本条例をちゃんと理解されてこういった修正案を提出されているのか、非常に疑問があります。

まち・ゆめ基本条例の第3条には、この条例の位置づけに「市議会及び市は、他のきまりや制度をつくったり、改めたり、廃止するときには、このきまりを尊重しなくてはなりません。」とあります。その前提を基に、第8条協働というところで、「市民と市議会及び市は、それぞれの役割と義務や責任に基づき、目的と情報を共有し、信頼しあい、対等な立場で共にまちづくりに取り組むこととします。」とあります。市長が言われる共創のまちづくりそのものです。また、「議員は、広く市民との対話や活動を行い、まちづくりの推進に努めなければなりません。」とあります。

今回の修正案は、十分に支所管内の市民へ情報提供し、信頼し合い、対等な立場で意見を聞いてからつくられたものでしょうか。私は、今回の修正案はそのようなプロセスを経ておらず、住民の声を反映したものとは考えにくく、この修正案に反対の立場で討論いたしました。反対です。

○議長（山村恵美子君） 次に、修正案に賛成の討論を許します。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

○14番(鈴木深由希君) 議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)に対する修正案に賛成の立場で討論を行います。

執行部から提案されました支所部を新設する案については、支所部を設け、担当部長を廃止することで、支所と本庁との連携に支障が生じることを心配するものであります。支所部を設けることをやめ、支所長が、本庁の部署を始め、関係機関等と直接協議等を行う体制が迅速かつ効率的に業務を実施できるものと考えます。合併以降、支所に支所長と支所次長という2人の管理職を配置する体制で支所の業務は行われてきましたが、20年が経過しようとする中で、業務量などを踏まえて、適正な体制に見直すべき時期に来ていると感じています。市の課長級職員は、各所属のリーダーとして、責任感を持って業務に向き合っていると感じています。そうした点から、今回の修正案による支所長を課長級として、支所の管理職を1名とする内容については理解できるものであり、本修正案に賛成するものです。

本支所長を中心に、各支所が引き続きまちづくりサポートの拠点として地域の元気づくりに取り組んでもらうことを期待して、賛成討論とします。

○議長(山村恵美子君) 次に、修正案に反対の討論を許します。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

○18番(保実 治君) 私は、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)に対する修正案に対して反対の立場で討論に参加をいたします。

私の政治信条であります「市民の暮らしが一番」を基本に討論を行います。本修正案は、支所の部長を全て廃止する修正案であり、それは支所機能を低下させるものであり、将来、支所廃止への第一歩と考えられます。私の住む川西地区は、昭和の大合併により、川地地区に続き、昭和32年に旧三次市に一番最後に合併した地区でございます。そして、合併し、役場が廃止され、出張所になり、そして連絡所になり、平成の大合併である16年には連絡所も廃止、行政の機関は全てなくなりました。そういった歴史が三次市にはあります。

代替として、郵便局による公的証明書の交付事務がなされるようになりましたが、それも地域の皆さんの説明もなく、一方的に来年4月から廃止しようとしています。合併後、周辺地域が少子高齢化により衰退をしております。こういった時期こそ行政が市民に寄り添うべきで、支所機能を低下させるこの修正案には到底賛成できるものではありません。周辺地域よくなりずして、三次市の発展なしとの思いで討論を終わります。

○議長(山村恵美子君) 次に、修正案に賛成の討論を許します。

(24番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 小田議員。

○24番(小田伸次君) 私は、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)に対する議員発議の修正案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

総務常任委員会で賛成多数で可決されました修正案は、支所の体制を現状のままとするものとなっております。確かに平成16年、新三次市が発足した20年前を振り返ってみますと、8市町村それぞれに地域の課題を抱えておったものというふうに思いますし、特に旧役場が支所と変更になった旧町村部においては、支所の果たすべき役割というものは大変大きなものがあつたというふうに思いますし、部長級の支所長を配置して、合併時に申し合わせた新市まちづくり計画に基づく事業を実施するなど、地域の拠点としての役割を果たしてきたというふうに思っております。

ただ、現在の体制に固定するのではなく、業務量の変化等に応じた見直しを行っていかねばなりません。今回のこの案は、支所や支所長がなくなるということではなく、機能低下をするということでもなく、今後、行政として行っていかなければならない行財政改革にもつながっていくものというふうに思います。そうした観点から、今回提案された支所の管理体制の変更案は、状況の変化に応じた対応として適当と考えられるものであります。

本修正案に賛成するという賛成討論にこれでさせていただきたいと思っております。

○議長（山村恵美子君） 次に、修正案に反対の討論を許します。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） では、修正案に反対の立場で討論させていただきます。

まず先に、2人の管理職、業務量が減っているのに1人で十分ではないかということもありましたが、こうしたあたり、国も、三次市も含めて、合併した町村が粘り強く要望して、支所を守っていくための財政措置というのを勝ち取ってきた部分もあります。そうした部分で、必ずしもすぐ管理職を削減して経費を削減していかないといけないという部分ではないと思います。そうした前提で、今回の条例変更によって、部長級である支所長と課長級である支所次長の2人体制から、課長級である支所長の1人体制となり、この修正案によって、原案よりさらに縮小するものです。急に出された原案よりもさらに遠い修正案では、今回は全くされていません。原案も含めてですが、市民への一定の説明や理解を得ることが必要だったのではないかと考えます。

この組織変更、条例変更は、ただ単に内部組織を変更することだけではないと思います。そういった捉え方をしていること自体が市民との意識の乖離を生んでいるのではないかと思います。実際、昨夜も、支所管内の地域において、30名程度の参加者ではありましたが、意見交換をさせていただきました。支所の体制の今後を不安視する声も複数出ておりました。行政と地域が一体となって、人口減少や高齢化、鳥獣害、学校の問題、さらにはハードを含めた地域要望への対応など、様々な地域課題に今後も取り組んでいかなければなりません。そうするにはどうしたらよいか。支所の役割は今後一層大きくなると考えます。支所の在り方もしっかり考えていかなければなりません。その上でどうするのかというのは、行政も考える、地域も考える、そして議会も考える、これが共創だと思います。この原案からさらに遠い修正案では全く共創になってないと私は考えます。そうしたことから、この修正案に対して反対とさせてい

たきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、修正案に賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって、議案第109号及び議案第109号に対する新家議員ほか2人から提出されました支所部のみを削る修正案に対する討論を終わります。

これより議案第109号及び議案第109号に対する新家議員ほか2人から提出されました支所部のみを削る修正案を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

なお、起立困難な方は挙手にてお願いいたします。

新家議員ほか2人から提出された修正案について賛成の方の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。賛成多数であります。

よって、新家議員ほか2人から提出された支所部のみを削る修正案は可決されました。

次に、ただいま可決となりました修正案の部分を除く委員会修正案、支所長を部長のままとする修正案に反対の討論を許します。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）に対する委員会の修正案に反対の立場で討論を行います。

平成16年4月の市町村合併による新三次市誕生から約20年が経過いたします。新市まちづくり計画に基づく整備事業は着実に実施され、住民自治組織の活動を始めとする交流の機会を通じて、旧8市町村の一体性が確立されてきたものと感じております。この間、旧7町村役場に設置された支所においては、身近な手続や相談対応、まちづくりサポート、そして災害対応の拠点として市民サービスを提供してきました。

先ほど横光議員や小田議員からもありましたけれども、合併当時は、市民の不安感、そして、合併協議会に基づいたまちづくり計画推進における課題、そして、本庁と支所間の職員のコミュニケーション不足等、事業推進における不具合というのも私が議員になりたての頃は確かにいろんな課題があったと思いますけれども、そういった合併当時の課題は減り、大規模な予算措置もなくなっており、さらに、現在は、オンライン手続の普及や市民ニーズの多様化などにより、支所の業務量というのは確実に減少傾向が続いており、こうした現状を踏まえたら、今回の議案第109号の提案に至るまで、執行部では、令和3年度から支所の在り方について現場の職員を含めて議論され、業務の実施状況から、支所の管理職としては課長級職員1名の配置が適当との結論に至ったと先日の全員協議会や総務常任委員会等の説明で紹介があったところであります。

先ほどの修正議案の際にも言いましたけれども、社会経済状況の変化に対応した行政運営を行っていくためには、組織機構の最適化に向けた不断の見直しと、限られた職員を効率的に効

果的に配置することが必要であるというふうに考えます。また、支所長を課長級とした場合においても、支所を管理し、所属職員を指揮監督するという、統括していくという支所の責任者としての役割を果たすことは可能であり、ましてや、支所機能には全く影響を生じさせないものだというふうに思っております。優秀な市職員である課長職が、それぞれの担当部局、併せて副市長協議の中で解決ができることだというふうに判断しております。こうしたことから、今回提案されている支所長を課長級に変更することは適切な判断であり、十分な理解ができるものであります。

一方、総務常任委員会の修正案は、支所長を部長級とするものであり、支所の業務量等を踏まえた適切な判断とは認められず、また、人件費への影響も生じることから、増額予算編成につながり、議会において修正することは適切でないと考えるものであります。

以上、反対理由を述べて、委員会の修正案に対する反対討論を終わります。

○議長（山村恵美子君） 次に、委員会修正案に賛成の討論を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、支所機能というのが、部長で与えられた決裁権限、課長で与えられた決裁権限というのがあるわけなんですよね。部長で、例えば金額にしたら1,000万円とか、課長だったら500万円しかできないというようなところで、数字的なものはそうなんですけれども、さらに言えば、決裁の範囲というのが、部長だったらここまで決裁ができるけども、課長だったらこの範囲しかできないと。あるいは、専決処分においても、部長だったらここまで専決ができるけれども、課長だったらそこまでできないというようなところで、職名に応じての決裁権限というのがあって、それはひいては支所機能ということにつながるわけなんです。

支所が、そこに部長がおることによっての決裁が早くできる、決裁の量が、範囲が広がるというのはあるわけなんです。その機能が縮小されるということは、おのずとその地域の決裁が早く下りにくいということにつながると思います。一番懸念するのは、災害時での対応というのが、平成30年においては全市一円にそういう災害があったわけなんですけれども、支所の果たした役割は大きかったわけなんです。それが全部、今、先ほどありましたような副市長一辺倒ということになれば、支所の決裁というのはなかなか下りにくいというようなことが見通せるわけなんです。そういうことにならないということで、そういうことを想定すれば、そういうことを思えば、地域住民の不安あるいは批判というのは、この原案というものはおのずとして起きる可能性が高いというふうに思います。

そういうことから、この修正案というのは地域住民に寄り添った支所機能の維持ということで、賛成とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、委員会修正案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって委員会修正案に対する討論を終わります。

これより、ただいま修正議決した部分を除く委員会修正案を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第109号は、修正議決した部分を除く委員会修正案に賛成の方の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山村恵美子君） 着座ください。賛成少数であります。

よって、修正議決した部分を除く委員会修正案は否決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって議案第109号に対する討論を終わります。

これより、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第109号は、修正議決した部分を除く原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）は、修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、議案第109号を除く議案5件について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第109号を除く議案5件について採決いたします。

議案第109号を除く議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第109号を除く議案5件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号を除く議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告9件

議案第110号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第111号 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第112号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第113号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第 114 号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第 115 号 三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第 119 号 財産の無償譲渡及び無償貸付について

議案第 120 号 工事請負契約の締結について

議案第 121 号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第 2、議案第110号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）外 8 議案を一括議題といたします。

議案 9 件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 保実教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 保実 治君 登壇〕

○教育民生常任委員長（保実 治君） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 9 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 12 月 8 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第 110 号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）外 8 議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 119 号財産の無償譲渡及び無償貸付については、本議案可決後であっても、譲渡完了までの間は、利用者に支障がないよう、設置者として必要な修繕等は責任を持って対応されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第 110 号外 8 議案を一括採決いたします。

議案 9 件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号外8議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告1件

議案第116号 三次市空家等対策の推進に関する条例(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第3、議案第116号三次市空家等対策の推進に関する条例(案)を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 弓掛 元君 登壇]

○産業建設常任委員長(弓掛 元君) 今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第116号三次市空家等対策の推進に関する条例(案)については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

空き家の実態把握については、住民自治組織等と連携して定期的に把握ができる仕組みを検討し、積極的に実態調査の推進を図られたい。また、市民の安全を確保できるよう、しっかりとした緊急安全措置の実施体制を確立していただきたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村恵美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第116号を採決いたします。

議案第116号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 予算決算常任委員長報告7件

議案第122号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)

議案第123号 令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第124号 令和5年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)

議案第125号 令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第126号 令和5年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)

議案第127号 令和5年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)

議案第129号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第4、議案第122号令和5年度三次市一般会計補正予算(第5号)  
(案)外6議案を一括議題といたします。

議案7件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 杉原予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 杉原利明君 登壇]

○予算決算常任委員長(杉原利明君) 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月13日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第122号令和5年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)外6議案については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村恵美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第122号外6議案を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第122号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま可決成立いたしました議案第122号につきましては、先に議案第128号が可決されておりますので、会議規則第43条に基づき、議長により所要の計数整理を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第122号について、議長により所要の計数整理を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第130号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第5、議案第130号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第130号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第130号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の前田剛志氏の任期が令和5年12月20日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は2年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第131号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(山村恵美子君) 日程第6、議案第131号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第131号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第131号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の佐々木固代氏の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、新たに落合裕子氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第12号 地籍調査の一層の推進を求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第7、発議第12号地籍調査の一層の推進を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) ただいま御上程となりました発議第12号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員と私、中原秀樹でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第12号

地籍調査の一層の推進を求める意見書（案）

国土調査法に基づく地籍調査は、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である。

地籍調査を実施することにより得られた成果には、資産の保全、公共事業等のコスト縮減、災害復旧の迅速化、固定資産税の公平性の確保など多岐にわたる効果が見込まれるものであり、国においては、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため令和2年3月の国土調査法改正に盛り込まれた、所有者探索のための固定資産課税台帳の利用、地方公共団体による筆界特定の申請等の新たな調査手続の活用、リモートセンシングデータの活用などの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進を「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」として第7次国土調査事業十箇年計画に位置付けられたところである。

本市の地籍調査は、昭和40年に事業着手、以降58年が経過した令和4年度末の進捗率は69.6%であり、第7次国土調査事業十箇年計画にあっても調査は完了しない見込みとなっている。

こうした中、特に山林部においては、土地所有者の高齢化による境界立会の困難が危惧されていることから、早期の地籍調査実施を求める声は多く、また、農村部へ移住・定住を希望する者の地籍調査に対するニーズも大きなものがある。市が地籍調査を実施するに当たり交付される地籍調査費負担金は、調査を推進する上で非常に大きな役割を担っているが、国県からの交付額によっては、調査予定地区の縮小、延期なども余儀なくされており、実施が急務であるにも関わらず、早期実施の希望に添えていない状況となっている。

また、多大な予算と労力によって得られた地籍調査の成果は、速やかに登記簿等に反映されるべきであるが、業務の集中による認証者の検査の遅れが、認証遅延・送付遅延を招いている実態があり、成果の円滑な反映に係る関係機関の支援も事業推進にあっては大変重要なものである。

よって、地籍調査の早期完了を図るため、次の事項について強く要望する。

記

- 1 市町の要望に応えた地籍調査の推進に必要な財源の確保をすること。
- 2 市町の実施した地籍調査に係る成果が遅滞なく登記に反映するよう、国、県においては必要な人員体制を整備すること。
- 3 リモートセンシングデータの活用等新たな調査手法の普及にかかる取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月15日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより発議第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第13号 带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第8、発議第13号带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔12番 藤岡一弘君 登壇〕

○12番（藤岡一弘君） ただいま御上程となりました発議第13号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、保実 治議員、杉原利明議員、黒木靖治議員、掛田勝彦議員、月橋寿文議員、山田真一郎議員と私、藤岡一弘でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第13号

#### 带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘・带状疱疹ウイルスに感染し、水ぼうそうを発症した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものである。

带状疱疹は、発疹や水ぶくれといった皮膚症状だけでなく、痛みや痒みを伴う疾患で、感覚神経のある部位はどこにでも带状疱疹を発症する可能性がある。



日本では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、一度発症しても再び帯状疱疹になる可能性がある。また、治療が長引くケースや治癒してもなお神経痛などの後遺症が残る場合が多く、現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれ、生活の質の低下につながることも懸念される。

この帯状疱疹の発症予防としては、ワクチンが有効とされているが、全額自己負担の「任意接種」であることから数千円から数万円の費用がかかる。特に効果や持続性・安全性が高いといわれる不活化ワクチンの接種費用（22,000円程度×2回）は高額で、ワクチン接種を断念するケースも見受けられる。ワクチン接種により発症を予防する有効性は高いとされており、特に不活化ワクチンの持続期間は約9年と言われており、帯状疱疹罹患による健康被害を未然に防止することが可能となる。

よって、国民に対する帯状疱疹の発症予防のため、以下のとおり強く要望する。

#### 記

- 1 帯状疱疹ワクチンの助成制度を創設すること。
- 2 帯状疱疹の予防や治療に関する情報を国民へ周知する体制を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月15日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより発議第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、私から一言お礼を申し上げます。

今年、令和5年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行することとなり、少しずつでは

ありますが、コロナ禍前の生活に戻りつつある状況となってまいりました。一方、世界に目を向けますと、イスラエルとパレスチナ自治区との戦闘の激化、また、ロシアによるウクライナ侵略など、世界各国で子供を含む多くの方が犠牲となっている情勢となっております。このような世界情勢の影響を受け、燃料費の高騰や物価高など多くの課題に直面し、市民の皆様におかれましては大変厳しい1年であったと思います。来年も引き続き、地域社会の発展に向けて努力を重ねてまいる所存でございます。

今年には11月中旬に初雪を観測しまして、冬支度が早まるかと心配いたしましたが、12月に入り、予報どおり暖かい天候が続いておりますが、皆様、くれぐれも体調には御留意いただきまして、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。

これにて令和5年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 0時14分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月15日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 伊 藤 芳 則

会議録署名議員 山 田 真一郎